【新型コロナウイルス感染症に関する相談・受診のフロー図】

【市の所属課等】

【平時から】

職員への注意喚起:環境消毒、手洗い励行等 職員の欠勤状況の把握

職員に対して職場内感染防止ルール周知 職員の健康管理体制の確認

- 平時と同様にかかりつけ医等に相談の勧め。
- 引き続き健康観察の指示。
- ・欠勤状況等の把握



- ●本人からの申告内容確認
- ●職場内の欠勤状況等について把握・情報共有
- ●集団感染が疑われる場合は保健所に相談
- ●職場内の消毒を職員で開始

(次亜塩素酸ナトリウム0.05%濃度で消毒)

※検査結果を基に保健所の疫学調査に協力 ※国と県と調整の上、市でも公表する。

★庁舎内を一時閉鎖とする

●感染者の職場内の環境消毒等を行うこと。 【防護服で業者が消毒を実施】

【職員への注意喚起の強化】

- ・発熱等の風邪症状が見られる場合は、勤務を休み外出を控
- ・出勤する時にマスクを着用するほか、手洗いや手指消毒、 咳エチケットなどの感染症予防を行うこと。
- -毎日(朝夕)の体温測定や健康観察を行い14日間記録をす ること。
- ・職場内の受話器やコピー機等のアルコール消毒をその都度 行うこと。

【職員がすべきこと】

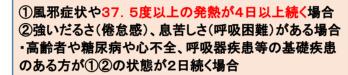
市職員は毎日、出勤前に健康観察表を記入。

健康観察のポイント

●発熱(37.5度以上)、喉の痛み、咳、だるさなど 風邪様症状 (いつごろから、どのような状態)



- ■所属長に連絡し、勤務を休み、外出を控える。
- ・毎日(朝夕)の体温測定や健康観察を行い 14日間記録をすること。



・本人から職場の所属長に相談する。

上記のいずれかに該当する場合は、 県のコールセンターに電話相談を行う。 022-211-3883 ,022-211-2882 (受付時間24時間土日祝日)



石巻保健所内

国が示す「疑い例」などに該当する場合

・本人から職場の所属長に報告する。

「帰国者・接触者外来(県が指定する医療機関)」 (非公表)での診察・検査

※医師の判断で鑑別検査、新型コロナウイルスPCR検査



報告

新型コロナウイルスPCR検査結果が 陽性だった場合 (約半日で結果が判明)



県が指定する医療機関(非公表) 入院•治療•就業制限 ※退院は、国の退院基準に基づく。

【感染症拡大防止における職員の休暇等の取り扱い】

特別休暇(検査までに至っていない間)

下記に該当する場合は石巻市職員の勤務時間、休暇等に関す る規則第19条第1項の規定に基づき、特別休暇が承認される。

- (1)検疫法上、停留の対象となった場合
- (2) 職員又はその親族に発熱等の風邪症状見られ、勤務しないこ とがやむを得ないと認められる場合
- (3)小中学校等の臨時休校などにより、当該世話を行うため勤務 しないことがやむを得ない場合

病気休暇(検査で陽性と判定されてから)

感染症予防(第18条)に規定する就業制限の対象となり、入院 要請の対象となることから、当該職員は医療機関における治療を 要するものと判断し、療養のための病気休暇が承認される。

【石巻保健所の動き】 ※医療機関からも石巻保健所に報告義務がある。

本人が疑い例として検査を受けることになると 石巻保健所内に「検体チーム」「疫学調査チーム」の結成

(検査結果が出る前から)

石巻保健所の「疫学調査チーム」が本人と面接

- ・職場や業務内容、行動・接触者調査を開始(座席の確認等)
- 症状等の経過について聞き取りする。
- 検査日の2週間前からの行動調査
- ・家族について聞き取りし、感染予防策を指導する。
- 症状が重い場合は、指定医療機関等での診察
- ・症状が軽い場合は、自宅で待機(マスク装着、外出控える)

【保健所の疫学調査について】

※クラスターを抑えるために実施する。

※蔓延期は実施せずに、医療体制の整備を行う。

※結果を本人に連絡し、対応について説明、指示する。 ※本人の職場(窓口)に結果報告。対応について協議。

- * 濃厚接触者・高リスク者の確定⇒自宅待機
- * 公表について市と県、国が擦り合わせを行う。

【濃厚接触者とは】

- ・感染者に感染予防策なしで手で触れること
- ・対面で会話が可能な距離(2メートル以内)で接触した方

「R2.4.2現在]